

大分県報

令和二年
第一一〇号
五月二十九日

（金曜日）

目次

告示	一
ふるさと納税寄附金の収納事務の委託	一
准看護師試験指定試験機関の指定	一
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧	一
区画漁業の免許の内容たるべき事項等	一
公有水面埋立ての免許	四
大分港湾施設に係る港湾使用料の徴収事務の委託	六
大分港大在地区コンテナターミナル使用料の徴収事務の委託	七
大分港西大分地区駐車場使用料徴収事務の委託	七
別府港県営三号上屋使用料の徴収事務の委託	七
別府港北浜ヨットハーバー使用料の徴収事務の委託	七
公 告	七
ふぐ処理講習会の開催	七

○告示

大分県告示第三百十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおりふるさと納税寄附金の収納事務を委託した。

令和二年五月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 受託者の住所及び名称
東京都目黒区青葉台三丁目六番二十八号
株式会社トラストバンク

令和二年五月二十九日

代表取締役 川 村 憲 一

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

大分県告示第三百十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十七条第一項の規定により、大分県准看護師試験指定試験機関として、次の者を指定した。

令和二年五月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
一般財団法人日本准看護師推進センター	東京都文京区本駒込二丁目二八番一六号 日本医師会館二階	令二・四・一

大分県告示第三百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、佐伯市蒲江大字畑野浦千五百九十五番地の松尾孫重ほか八名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に対し審査請求をすることができる。

令和二年五月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事 業 名	地 区 名	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
県営経営体育成基盤整備事業 （農業用排水施設整備） （区画整理）	蒲江地区	令二・五・二九から 令二・六・一七まで	佐伯市役所

大分県告示第三百十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定めた。

大分県報（告示）

令和二年五月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 漁場計画番号

別表のとおり

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類及び名称

別表のとおり

2 漁業の時期

別表のとおり

3 漁場の位置

別表のとおり

4 漁場の区域

別表のとおり

三 制限又は条件

別表のとおり

四 免許予定日

令和二年九月一日

五 申請期間

令和二年七月一日から同月十七日まで

六 地元地区

別表のとおり

七 存続期間

別表のとおり

別表

漁場計画番号	免 許 の 内 容	た る べ き 事 項			制限又は条件	地元地区	存続期間		
		漁 場 の 区 域	基 点	区 域 点					
区第三千五百四十一号	漁業の種類 及び名種 類称 第1種区画漁業 かき養殖業	漁業の時期 1月1日から12月31日まで	漁場の位置 佐伯市大字 片神浦の地 先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ線 によって囲まれ た区域	基点第1291号 佐伯市大字 片神浦字簾 浦727番地 地先の標識	イ 基点第1291 号から310度 14分38秒220 メートルの点 ロ 基点第1291 号から289度 51分21秒206 メートルの点 ハ 基点第1291 号から285度 35分12秒67メ ートルの点 ニ 基点第1291 号から340度 01分27秒100 メートルの点	海上交通の安全 確保のため、養殖 筏等の流出及び移 動を防止し、並び に設置場所を表示 する海上標識用灯 火を設置するこ と。	佐伯市大字 片神浦	令和2年 9月1日 から令和 5年8月 31日まで

注 角度の表示は全て真方位とする。

大分県告示第三百十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和二年五月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 免許の年月日

令和二年五月十四日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

第一区域 大分市大字志生木字浜辺西三一一一番一及び三一一二番の地先の国有海浜地内並びに同地先の公有水面

第二区域

大分市大字志生木字浜辺西二三〇四番六から二三〇二番三に至る間の土地に接する国道一九七号の地先の国有海浜地内及び同地先の公有水面並びに同市大字志生木字浜辺西二三〇二番一の地先の国有海浜地内及び同地先の公有水面

第三区域

大分市大字志生木字浜田八番六から四番九に至る間の土地に接する無番地先の国有海浜地内及び同地先の公有水面並びに同市大字志生木字浜田三番三から二番二に至る間の土地に接する国道一九七号の地先の国有海浜地内及び同地先の公有水面

2 区域

第一区域

次の1から15の各地点を順次に結んだ線及び15の地点と1の地点を結ぶ平成三十一年の春分の満潮位(D・L・プラス一・三〇メートル、T・P・プラス一・三〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 大分市大字小志生木にある国土地理院小辛幸三等三角点(北緯三三度一四四分

五二秒三四六九、東経一三二度五〇分四九秒八八五一(以下「基点」とい

う。)から八四度五八分五九秒、六〇一・〇〇メートルの地点

2の地点 1の地点から二五九度一三分四三秒一四・三六メートルの地点

3の地点 2の地点から二六四度二九分五七秒一〇・六〇メートルの地点

4の地点 3の地点から三五六度〇八分五四秒一・六七メートルの地点

5の地点 4の地点から二六六度〇八分五四秒〇・七五メートルの地点

6の地点 5の地点から二六六度〇八分五四秒〇・七五メートルの地点

7の地点 6の地点から二九〇度四五分五七秒二・〇三メートルの地点

8の地点 7の地点から二四五度五三分一〇秒四・八〇メートルの地点

9の地点 8の地点から二六九度三六分三五秒九・三八メートルの地点

10の地点 9の地点から二六九度五〇分一七秒一・三九メートルの地点

11の地点 10の地点から一八〇度〇九分五五秒六・〇三メートルの地点

12の地点 11の地点から八一度一分五三秒一・二七メートルの地点

13の地点 12の地点から八一度一分五三秒九・七三メートルの地点

14の地点 13の地点から七八度五一分三八秒七・三六メートルの地点

15の地点 14の地点から七七度二二分一九秒一一・五七メートルの地点

第二区域

次の16から34の各地点を順次に結んだ線及び34の地点と16の地点を結ぶ平成三十一年の春分の満潮位(D・L・プラス一・三〇メートル、T・P・プラス一・三〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

16の地点 基点から八六度三一分〇三秒六六一・八八メートルの地点

17の地点 16の地点から八一度一分五三秒三・七七メートルの地点

18の地点 17の地点から三四二度〇八分四七秒二・四五メートルの地点

19の地点 18の地点から九二度四六分〇七秒三・〇〇メートルの地点

20の地点 19の地点から四度一八分三六秒五・八九メートルの地点

21の地点 20の地点から二七二度二九分四八秒五・七一メートルの地点

22の地点 21の地点から二七二度二九分四八秒四・〇〇メートルの地点

23の地点 22の地点から二六六度一〇分四九秒二・六四メートルの地点

24の地点 23の地点から二七四度〇九分五六秒三・二八メートルの地点

25の地点 24の地点から二七四度〇九分五六秒二・九三メートルの地点

26の地点 25の地点から二七四度一四分二五秒一七・二七メートルの地点

27の地点 26の地点から二七一度五二分四七秒二〇・七三メートルの地点

28の地点 27の地点から二七五度一二分五三秒一四・五三メートルの地点

29の地点 28の地点から二五二度四分二四秒三・三五メートルの地点
 30の地点 29の地点から一一二度〇二分一六秒三・六二メートルの地点
 31の地点 30の地点から一一二度〇二分一六秒一五・四〇メートルの地点
 32の地点 31の地点から一〇三度三九分一〇秒二〇・五四メートルの地点
 33の地点 32の地点から一〇九度一九分一五秒一七・五九メートルの地点
 34の地点 33の地点から一一二度五〇分四一秒三・〇八メートルの地点
 第三区域

次の35から73の各地点を順次に結んだ線及び73の地点と35の地点を結ぶ平成三十一年の春分の満潮位(D・L・プラス一・三〇メートル、T・P・プラス一・三〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

35の地点 基点から九二度五一分〇六秒一、二八一・〇三メートルの地点
 36の地点 35の地点から三〇七度五三分二五秒六・三七メートルの地点
 37の地点 36の地点から三八度三六分二四秒〇・七五メートルの地点
 38の地点 37の地点から三〇六度三一分四〇秒一九・一〇メートルの地点
 39の地点 38の地点から三〇二度一五分〇二秒四・四四メートルの地点
 40の地点 39の地点から二二五度五九分五〇秒二・九〇メートルの地点
 41の地点 40の地点から三一四度四一分二九秒一二・六四メートルの地点
 42の地点 41の地点から三一四度二八分四六秒二・六三メートルの地点
 43の地点 42の地点から三一三度四八分一一秒二〇・三一メートルの地点
 44の地点 43の地点から三一〇度三四分二四秒二〇・八三メートルの地点
 45の地点 44の地点から三〇六度四四分一三秒八・四九メートルの地点
 46の地点 45の地点から三〇三度〇〇分二八秒一二・八〇メートルの地点
 47の地点 46の地点から二九九度一三分四四秒九・七〇メートルの地点
 48の地点 47の地点から二九五度三九分一四秒一一・六六メートルの地点
 49の地点 48の地点から二九〇度〇六分五三秒二一・三七メートルの地点
 50の地点 49の地点から二九一度三八分三八秒二一・九三メートルの地点
 51の地点 50の地点から二六九度五二分三三秒一〇・九六メートルの地点
 52の地点 51の地点から二五七度一九分一〇秒〇・三八メートルの地点
 53の地点 52の地点から一一〇度四二分二二秒七・一二メートルの地点
 54の地点 53の地点から一四二度四一分一〇秒五・八七メートルの地点
 55の地点 54の地点から九三度〇四分二九秒五・九八メートルの地点
 56の地点 55の地点から一四七度一九分五〇秒四・四八メートルの地点

57の地点 56の地点から二〇四度五〇分四五秒五・二三メートルの地点
 58の地点 57の地点から一四七度二五分〇六秒八・五七メートルの地点
 59の地点 58の地点から一五二度三五分二八秒八・九一メートルの地点
 60の地点 59の地点から二二度五九分二八秒五・一九メートルの地点
 61の地点 60の地点から一一四度五一分四七秒三・九〇メートルの地点
 62の地点 61の地点から一八三度五四分二秒一一・一四メートルの地点
 63の地点 62の地点から一六四度二一分四一秒九・五一メートルの地点
 64の地点 63の地点から一五六度四三分一八秒六・七二メートルの地点
 65の地点 64の地点から一〇七度〇六分五〇秒八・八九メートルの地点
 66の地点 65の地点から一二五度三四分一八秒七・三九メートルの地点
 67の地点 66の地点から一一六度五五分一八秒九・七四メートルの地点
 68の地点 67の地点から一一一度一八分二六秒六・八七メートルの地点
 69の地点 68の地点から一〇二度一一分三三秒二〇・三三メートルの地点
 70の地点 69の地点から一〇四度三二分五〇秒二二・一七メートルの地点
 71の地点 70の地点から七四度〇九分三六秒五・一三メートルの地点
 72の地点 71の地点から一〇五度三九分五三秒一九・五七メートルの地点
 73の地点 72の地点から一一七度四〇分五四秒二〇・〇二メートルの地点

3 面積

第一区域 一二二・二一平方メートル
 第二区域 六九五・五五平方メートル
 第三区域 三、九五九・三八平方メートル
 計 四、七七七・一四平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

第一施行区域
 大分市大字志生木字浜辺三二二八番一から同市大字志生木字浜辺西二二二一九番一を経て二三〇二番三に至る間の土地に接する国道一九七号の地先の国有海浜地内及び同地先の公有水面並びに同市大字志生木字浜辺西二三〇二番一の地先の国有海浜地内及び同地先の公有水面

第二施行区域

大分市大字志生木字浜田九番三から四番九に至る間の土地に接する無番地先の国有海浜地内及び同地先の公有水面並びに同市大字志生木字浜田三番三から一番三に至る間の

2 区域

土地に接する国道一九七号の地先の国有海浜地内及び同地先の公有水面

第一施行区域

次の各地点を順次結んだ線及びAの地点とZの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 基点から七七度三七分三秒四九五・四七メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から三〇六度四分三九秒八二・九一メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から二四五度四七分〇九秒五七・〇七メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から二七〇度〇八分四三秒一一九・四五メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から二二〇度四五分二六秒六八・五二メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から一一三度〇〇分〇四秒二・九二メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から一一八度一二分五〇秒一八・三二メートルの地点
- Hの地点 Gの地点から一五六度四分三三秒三〇・〇二メートルの地点
- Iの地点 Hの地点から一五〇度二六分一二秒九・二四メートルの地点
- Jの地点 Iの地点から一〇六度〇五分五七秒三・七一メートルの地点
- Kの地点 Jの地点から一〇九度二二分三三秒七・〇五メートルの地点
- Lの地点 Kの地点から一一二度三三分三八秒四・三三メートルの地点
- Mの地点 Lの地点から一一四度二九分二〇秒一五・七八メートルの地点
- Nの地点 Mの地点から一一二度二七分二六秒九・二三メートルの地点
- Oの地点 Nの地点から一一二度四八分一四秒八・三五メートルの地点
- Pの地点 Oの地点から一〇七度四一分三三秒五・三二メートルの地点
- Qの地点 Pの地点から九八度一六分〇七秒六・九五メートルの地点
- Rの地点 Qの地点から八九度一分四三秒八・五五メートルの地点
- Sの地点 Rの地点から八一度一九分〇一秒一三・六八メートルの地点
- Tの地点 Sの地点から七〇度二九分三四秒二二・二六メートルの地点
- Uの地点 Tの地点から五七度二二分四八秒九・三七メートルの地点
- Vの地点 Uの地点から六七度一三分四四秒五四・四七メートルの地点
- Wの地点 Vの地点から六八度一九分五九秒二八・二七メートルの地点
- Xの地点 Wの地点から六二度四三分五四秒一六・八九メートルの地点
- Yの地点 Xの地点から五五度〇六分三三秒一七・二六メートルの地点
- Zの地点 Yの地点から五一度一分〇二秒二五・七三メートルの地点

第二施行区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAAの地点とAUの地点とを結んだ線により囲まれた区

域

- AAの地点 基点から九三度三四分二四秒一・二五九・〇九メートルの地点
- ABの地点 AAの地点から四度一六分二三秒七・四二メートルの地点
- ACの地点 ABの地点から二六度〇一分四三秒七四・六八メートルの地点
- ADの地点 ACの地点から三〇〇度三三分二七秒一九五・八三メートルの地点
- AEの地点 ADの地点から二一五度二六分二八秒七一・九五メートルの地点
- AFの地点 AEの地点から二二九度三六分二五秒一五・二九メートルの地点
- AGの地点 AFの地点から一七九度〇六分〇四秒八・四三メートルの地点
- AHの地点 AGの地点から一一四度三二分三三秒一〇・五三メートルの地点
- AIの地点 AHの地点から一二四度四分三三秒一六・一〇メートルの地点
- AJの地点 AIの地点から一三五度〇一分五六秒七・〇九メートルの地点
- AKの地点 AJの地点から一四四度五九分〇七秒一七・九六メートルの地点
- ALの地点 AKの地点から一五五度〇五分〇四秒一一・三九メートルの地点
- AMの地点 ALの地点から一六〇度五八分三八秒一五・四九メートルの地点
- ANの地点 AMの地点から一二九度〇一分三四秒六・二七メートルの地点
- AOの地点 ANの地点から一二四度五五分三〇秒一〇・〇〇メートルの地点
- APの地点 AOの地点から一二〇度〇九分二五秒一四・六七メートルの地点
- AQの地点 APの地点から一一五度一〇分三六秒九・〇六メートルの地点
- ARの地点 AQの地点から一〇九度二三分一〇秒一二・五三メートルの地点
- ASの地点 ARの地点から一〇四度三三分五一秒八・六九メートルの地点
- ATの地点 ASの地点から一〇〇度五九分〇七秒三〇・一八メートルの地点
- AUの地点 ATの地点から九八度〇六分〇二秒一五・〇七メートルの地点

3 面積

- 第一施行区域 二三、五八六・九四平方メートル
- 第二施行区域 二一、五六五・〇六平方メートル
- 計 四五、一五二・〇〇平方メートル
- 五 埋立地の用途
- 道路用地

大分県告示第三百十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和二年五月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市豊海一丁目一番九号

特定非営利活動法人みなとまちづくり

理事長 橋 本 均

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

大分県告示第三百十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港大在地区のコンテナターミナルの港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和二年五月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大字大在六番地

株式会社大分国際貿易センター

代表取締役社長 岡 周 司

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

大分県告示第三百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港西大分地区駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和二年五月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

北九州市小倉南区湯川二丁目九番二十二号アマノ株式会社北九州支店内三階

アマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所

所長 中 野 豪

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

大分県告示第三百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港県営三号上屋の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和二年五月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

別府市新港町九百四十二番五号

株式会社おいた観光サービス

代表取締役 奥 村 伸 幸

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

大分県告示第三百二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港北浜ヨットハーバーの港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和二年五月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

山口県宇部市港町一丁目十三番五号

株式会社ササキコーポレーション

代表取締役 佐々木 勝 吉

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

○公 告

大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。

令和二年五月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

		<p>一 講習会の開催期日及び場所</p> <p>1 開催日時 令和二年九月三日（木曜日）午前九時三十分から午後五時まで なお、受付時間は、午前九時から午前九時二十五分までとする。</p> <p>2 開催場所 大分市金池南一丁目五番一号 ホルトホール大分</p> <p>二 講習会の受講申込みの受付期間及び場所</p> <p>1 受付期間 令和二年七月二十七日（月曜日）から同月三十一日（金曜日）まで</p> <p>2 受付場所</p> <p>次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部</p>
支 部 名	所 在 地	
国東支部	国東市国東町安国寺七八六番地一	東部保健所国東保健部内
別府支部	別府市大字鶴見字下田井一四番地一	東部保健所内
速見支部	速見郡日出町字仁王山三五三一番地二四	日出総合庁舎内
由布支部	由布市庄内町柿原三三七番地二	中部保健所由布保健部内
臼杵支部	臼杵市大字臼杵字洲崎七二番地三四	中部保健所内
津久見市支部	津久見市港町一番二一号	津久見商工会議所内
佐伯支部	佐伯市向島一丁目四番一号	南部保健所内
豊後大野支部	豊後大野市三重町市場九三四番地二	豊肥保健所内
竹田支部	竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二	竹田総合庁舎内
日田支部	日田市田島二丁目二番五号	西部保健所内
玖珠郡支部	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一	玖珠総合庁舎内
中津支部	中津市中央町二丁目一〇番四二号	北部保健所内
宇佐支部	宇佐市大字法鏡寺二三三番地一	宇佐総合庁舎別棟内
豊後高田支部	豊後高田市是永町三九番地	北部保健所豊後高田保健部内
大分市支部	大分市荷揚町六番一号	大分市保健所内